

6) 財務の概要（経年比較等）

①学校法人会計の特徴と企業会計の相違

1. 学校法人と企業の目的の相違

学校法人は、「私立学校の設置を目的として私立学校法に基づき設立された法人」であり、営利を目的とせず教育研究活動の遂行を目的としています。公共性の高い事業を行っていることから、永続性や収支の均衡が求められます。

一方、企業は利益の追求を目的とした存在です。

学校法人は国や地方公共団体から補助金を受けて運営していることから、計算書類の作成と公認会計士による監査が義務付けられています。

2. 学校法人会計と企業会計の相違

企業は上記1. に記載のとおり営利を追求するため、投資や経費に対していかに利益を獲得したかに重点が置かれ、経営成績が「損益計算書」により明らかにされます。

一方、学校法人は教育事業の永続性を確保するため、事業年度の収支状況や財務安全性の確保に重点が置かれます。

具体的には、学校法人は学校法人会計基準に従って作成された「資金収支計算書」(※1)によって資金の使途を明らかにし、「事業活動収支計算書」(※2)によって年間の収支の均衡や学校法人経営の健全性が明らかにされます。また、「貸借対照表」において、財産の状況や財務的安定性が明らかにされます。

※1 企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」に該当

※2 企業における「損益計算書」に該当

3. 学校法人会計の特徴

(1) 収支計算が重要視されること

学校法人は営利を目的としないため、当該会計年度における収支内容および支払資金の使途を明らかにします。教育活動にいかに効果的に資金が投下されたかを把握します。

また、学校法人は永続性・公共性の観点から、大きな支出超過や大きな収入超過は望ましくありません。そのため、収支計算を通じて収支の均衡の状態を明らかにすることが求められます。

(2) 予算制度

学校法人では、学生生徒納付金収入及び補助金収入がほとんどの資金源となります。またこれらは、年初においてほぼ確定するため、経費の支出をコントロール通じて資金を計画的・効果的に使用することが求められます。

そのため、収支予算書（資金収支・事業活動収支）の所轄庁への提出が義務付けられ、また、予算と実績を対比した形式での決算書が作成されます。

このように、学校法人は予算に従った業務の執行が重要視されています。

（３）基本金制度

学校法人は学校の維持・発展を目指すため、中長期的に必要な資金を確保することに重点が置かれ、貸借対照表において「基本金」が設けられています。基本金の組入を通じて、将来の活動に必要な資金の確保や財務的基盤の安定性を図ります。